

**令和 6 年度
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
回答にあたっての留意事項**

本資料は、各学校において回答いただくにあたって前提となる留意事項や、調査票に記載されている基準や例示等のうち特に注意が必要なものをまとめたものです。

調査票の作成に当たっては、調査票に記載のある注意事項を必読の上、御記入いただくとともに、調査票の記載事項と併せて本資料を参照し、御回答くださるようお願いします。

1 児童生徒に対する適切な対応について

この調査は、「暴力行為」、「いじめ」等について、一定の定義等の下で調査を行うことを通じて、児童生徒の問題行動等への取組に資することを目的とするものである。この調査の定義に基づいて挙げられた問題行動等の中でもその態様は様々であり、また、児童生徒の生徒指導上の課題はこの調査が対象としている問題行動等に限られるものではない。学校及び教育委員会等においては、日頃より児童生徒の個々の状況に応じて適切に指導等を行うこと。

2 問題行動等の記録の作成について

各学校においては、特定の教職員のみでなく、全ての教職員が共通理解の下で組織的に対応するため、問題行動等の内容、程度、状況等を日誌等に日頃から記録するなどして正確な実態把握に努めるとともに、教職員間でその情報を共有すること。

3 記入にあたっての共通事項

(1) 調査票の作成単位について

調査票は学校基本調査の学校単位で作成すること。学校基本調査において1校として計上されている学校ごとに1つの調査票を作成・提出する必要があるが、休校の学校（在籍児童生徒がいない学校）については提出の必要はない。

- ① 義務教育学校…1つの調査票中に、小学校・中学校それぞれの数値を記載。
- ② 中等教育学校…1つの調査票中に、中学校・高等学校それぞれの数値を記載。
- ③ 本校、分校はそれぞれ1つずつ調査票を作成。
- ④ 小中一貫校等であっても、義務教育学校、中等教育学校でない場合は、それぞれの学校毎に調査票を作成すること。
- ⑤ 高等学校の複数課程併置校…1つの調査票に記載。なお、回答単位は調査項目により異なるため注意すること。（詳細は調査票の注意書きを参照。）

(2) 義務教育学校及び中等教育学校の扱いについて

- ① 義務教育学校前期課程にあつては、小学校の欄を使用すること。
- ② 義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程にあつては、中学校の欄を使用すること。
- ③ 中等教育学校後期課程にあつては、高等学校の欄を使用すること。

(3) 各セルへの記入に当たって

- ① はじめに各学校においては「学校コード」、各教育委員会においては「教育委員会

コード」を記入した上で、黄色に表示されるセルのみ記入する。

- ② 数値が自動表示されるセルは、計算式が組み込まれているため、入力不可。
- ③ 灰色のセルは、学校種・教育委員会種別が異なる等の理由で回答が必要ない項目であり、記入しないこと。

4 各調査項目についての留意事項

調査Ⅰ 暴力行為の状況

1. 「暴力行為」については、調査票に掲げた例示の行為と同等か、又はこれらを上回る暴力行為があれば、全て計上すること。
2. 対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力については、「学校の管理下」・「学校の管理下以外」のいずれで発生したかに関わらず計上し、器物損壊については「学校の管理下」で起きた場合のみ計上すること。本調査における「学校の管理下」は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第26条を参照すること。

<参考>

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項

2 前項第一号、第二号及び第四号において「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
- 五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第26条

令第五条第二項第五号の文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にあるとき。
- 二 児童生徒等が、学校以外の場所であって令第五条第二項第一号の授業若しくは同項第二号の課外指導が行われる場所（当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときは、その場所を含む。）又は前号に規定する寄宿舎と住居との間を、合理的な経路及び方法により往復するとき。
- 三 令第三条第七項に規定する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて当該高等学校における教科の一部の履修とみなされる教育を受けているとき。

調査Ⅱ いじめの状況等

1. いじめの認知件数等の適切な把握について

各都道府県教育委員会等にあつては、いじめの認知に関しては、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を改めて確認するとともに、「自分より弱い者に対して一方的」「継続的」などの過去のいじめの定義によって判断したり、いじめの定義を限定的に解釈したりすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめを積極的に認知するよう、学校の設置者及び学校に対して、必要な指導、助言を徹底して行うこと。

また、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改訂）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、同法第28条第1項に規定する「重大事態」についても、再度、定義を確認し、疑い段階であるものも含めて、重大事態として扱うべきものが見過ごされていないか、改めて学校の設置者及び学校に定義を周知するなどして確認すること。

さらに、本資料を十分に活用し、各学校に対して、再度、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めた説明会を開催するなど、必要な指導、助言に努めること。

各学校においては、「いじめ」は、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識し、いじめの件数が多いか少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要である。このため、アンケート調査を実施した上で、これに加えて、「個別面談」、「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等を活用したりするなどの方法により、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を必ず設けることとし、個々の児童生徒の状況把握を十分に行うなど、いじめの早期発見のための取組を積極的に行う必要がある。

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。

いじめを認知していない学校にあつては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。

については、「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月18日付け初児生第42号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）を確認するとともに、いじめの積極的な認知に当たって、下記の点に留意し回答すること。

- ・ いじめの認知件数は、いじめを受けたことが認知された児童生徒の人数を計上するものであり、いじめを受けた回数ではないことに留意すること。
- ・ 当該いじめが解消したと判断された場合も、認知件数として計上すること。
- ・ 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したものの全てを認知件数として計上すること。
- ・ アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があること。

2. 「2. 警察に相談・通報した件数」、「7. いじめの態様」、「8. いじめの対応状況」について

同級生等に対してパソコンやスマートフォン等で性的な写真・動画を勝手に撮影するなどのいわゆる盗撮事案については、「いじめの態様」のうち、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」に計上し、実態に即して、「警察に相談・通報した件数」、「いじめの対応状況」のうち「警察等の刑事司法機関等との連携」にも計上すること。

3. 「3. いじめの現在の状況」について

(1) 「いじめの現在の状況」については、令和7年3月31日現在の状況を学校種ごとに記入すること。なお、卒業をもって直ちに「解消しているもの」と計上することがないよう留意すること。

(2) いじめが「解消している」状態とは、調査票にも記載のとおり少なくとも下記①②の2つの要件が満たされている必要があり、少なくとも、令和7年1月～3月に認知された事案については、要件①により相当の期間が継続していると言い難いことから、「解消しているもの」に計上することがないよう留意すること。

① いじめに係る行為の解消；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4. 「5. いじめの発見のきっかけ」について

各学校種の「計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致する。同一児童生徒が調査年度間に複数のいじめを受けた場合、当該年度に最初にいじめが認知されたときの発見のきっかけを記入すること。

5. 「8. いじめの対応状況」（1）いじめる児童生徒への特別な対応について

いじめる児童生徒への特別な対応のうち「③別室で授業等を行った。」については、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等（教科担任により授業形式で行われるもののほか、自習や学習指導を含む。）を行った場合に計上すること。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は含まれないので留意すること。

6. 「11. いじめ防止対策推進法に関して」（1）いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

「〔5〕法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同

法第31条第2項に規定する調査の結果について調査（再調査）を行った件数」については、「令和6年度に再調査したもの」を計上する。なお、令和6年度末において調査中のものも含める。（重大事態については（注1）のとおり令和6年度に発生した重大事態を計上することとしているが、再調査については、その性格上、重大事態として計上された年度にかかわらず、再調査が行われた年度で計上する。例：令和5年度中に重大事態が発生し、令和6年度中に再調査が行われた場合、当該事案については、令和6年度の重大事態発生件数は0件で、再調査件数は1件となる。）

調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等

1. 「理由別長期欠席者数」について

今回調査においては「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」、校長が出席扱いとした日数の合計が30日以上の子供生徒を本調査における長期欠席としているため、誤りがないよう留意すること。

また、理由の選択については調査票に掲げた注意事項や具体例を踏まえ、それぞれの区分に計上する妥当性について十分に確認すること。

その際、欠席理由が二つ以上ある場合には、「その他」の区分に計上するのではなく、主な理由を一つ選び記入すること。

2. 「不登校児童生徒について把握した事実」について※

本項目については、原則、教職員が、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認した上で記入すること。なお、確認が取れない場合には、対応の記録等や、教育相談部会等の会議録を確認し、事実に基づいて漏れのないように記入をすること。

なお、「9 生活リズムの不調に関する相談があった。」には、ゲーム、スマホ等の過度な使用による生活リズムの乱れの相談も含めること。

※また、文部科学省が委託した調査研究の以下の報告書を基に令和5年度調査から本項目の見直しを図ったため、記入にあたっては参考とすること。

「不登校の要因分析に関する調査報告書」（令和6年3月25日、公益社団法人子どもの発達科学研究所・浜松医科大学子どものこころの発達研究センター）

https://www.mext.go.jp/content/20240322-mxt_jidou02-000028870_01.pdf（概要）

https://www.mext.go.jp/content/20240322-mxt_jidou02-000028870_02.pdf（本体資料）

調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

「7. 不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について」

(1) 学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に関する通知等（※）も熟読の上、回答すること。

(2) 「(a) うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数」については、不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき、「児童・生徒指導要録」の各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」に加え、「特別の教科 道徳」、「外国語活動の記録」、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」等の一部または全部について当該機関等での学習の成果について反映した人数を記入すること。当該児童生徒の特別活動の成績評価にあたっ

ては、評価の観点に照らして学習の成果を確認した上で、十分満足できる活動の状況にあると判断できず、「特別活動の記録」欄が空欄となった場合は、反映したものとして記入すること。「行動の記録」のみに反映した場合はこれを含めないこと。

- (3) 「(b) うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数」については、不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第 57 条第 2 項等や関係告示に基づき、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した場合に記入すること。この要件を満たしている場合は、記入内容については問わない。

- (※) 文部科学大臣が定める要件は以下のとおり。(令和 6 年 8 月 29 日付け 6 文科初第 1126 号文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」参照)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00002.htm

- ① 学習の計画・内容が不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められること。
- ② 学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター等の公的機関や民間団体等との間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校において、当該不登校児童生徒の自宅や学校外の機関等での学習活動の状況等を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。
- ③ 学校が訪問による対面指導等により、当該不登校児童生徒の学習活動の状況等を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。

調査 VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

令和 6 年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報を基に、自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて、調査を実施した件数を計上する。(個々の自殺事案への対応(在校生や保護者への伝達内容等)においては、遺族の意向を最大限に考慮すべきであるが、本調査は、全国的な状況を調査・分析し、的確な実態把握により未然防止につなげる統計調査であるという趣旨を踏まえ、客観的な事実に基づき記入するよう努めること。)

また、基本調査は、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生(認知)後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものであり、基本的に自殺の件数と基本調査の実施件数については一致することに留意すること。

5 通信制高校の調査について

通信制高校においては、本校内の問題行動等だけでなく、協力校、サポート校、学習センター等及び学校外における生徒の問題行動等についても、学校で把握して記入すること。この際、生徒の問題行動等の把握が難しいことも想定されるが、協力校、サポート校、学習センター等から情報の提供を受け、また、生徒やその保護者からも積極的に情報を収集するなどして状況の把握に努めること。